

## 新型コロナウイルス感染症により取り残された要介護者への支援事業 (介護分) 協力金交付要綱

### (通則)

第1条 県が支払う「新型コロナウイルス感染症により取り残された要介護者への支援事業交付金」については、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この協力金は、家族が新型コロナウイルス感染症で入院したことにより取り残された、介護が必要な高齢者や障がい者（以下「要介護者」という。）の生活を支援するために、居宅サービス、又は、施設サービスを提供した事業所に対して協力金を交付することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この協力金は、要介護者へ下記の介護保険サービスを提供した事業所を交付の対象とする。

#### (1) 居宅サービス事業

居宅介護支援事業、訪問看護事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問リハビリテーション事業等

#### (2) 施設サービス事業

短期入所生活介護、短期入所療養介護等

### (協力金の額)

第4条 第3条に規定するこの協力金の額は次のとおりとする。

(1) 居宅サービスを提供した事業所には、提供したサービスごとに、1日20,000円とする。（同じサービスを1日に複数回提供した場合であっても、1日20,000円とする。）

(2) 要介護者に施設サービスを提供した事業所には、1日50,000円とする。

### (対象の期間)

第5条 この協力金の対象とする期間は、要介護者が濃厚接触者、またはそれに準ずる対象と県が認めた期間とする。

### (申請及び実績報告)

第6条 この協力金の申請は、交付申請兼実績報告書（様式第1号）によるものとする。

### (交付の決定等)

第7条 知事は、第6条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは協力金の交付を決定し、その決定の内容を（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

### (協力金の交付)

第8条 知事は、第6条の申請を行った者に対し、第7条の規定により交付決定を行った場合は、この協力金を交付するものとする。

(書類の保管)

第9条 この協力金の申請者は、当該事業に関する申請書等の書類を整理し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この協力金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則 (令和3年2月18日 高第1208号)

この交付要綱は、令和3年2月18日から施行する。